

## 北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第7条 略 (第1号事業に要する費用の額)</p> <p>第8条 第1号事業に要する費用の額は、別表第1(予防給付型訪問サービス事業支給費単位数表)から別表第4(生活支援型通所サービス事業支給費単位数表)により算定するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2～3 略</p>	<p>第1条～第7条 略 (第1号事業に要する費用の額)</p> <p>第8条 第1号事業に要する費用の額は、別表第1(予防給付型訪問サービス事業支給費単位数表)から別表第4(生活支援型通所サービス事業支給費単位数表)により算定するものとする。</p> <p><u>ただし、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、別表第1の予防給付型訪問サービス費(共生型訪問サービス費)のイからハ、別表第2の生活支援型訪問サービス費のイからハ、別表第3の予防給付型通所サービス費(共生型通所サービス)のイ、別表第4の生活支援型通所サービス費のイについて、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。</u></p> <p>2～3 略</p>
<p>第9条～第12条 略</p> <p>別表第1(予防給付型訪問サービス事業支給費単位数表)</p> <p>予防給付型訪問サービス費(共生型訪問サービス費)</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>注1～8 略</p> <p>ニ～ホ 略</p> <p>へ 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数のいずれかを加算する。ただし、次に掲</p>	<p>第9条～第12条 略</p> <p>別表第1(予防給付型訪問サービス事業支給費単位数表)</p> <p>予防給付型訪問サービス費(共生型訪問サービス費)</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>注1～8 略</p> <p>ニ～ホ 略</p> <p>へ 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、<u>((4)及び(5)については、令和4年3月31日までの</u></p>

げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算 (I) イからホまでにより算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算 (II) イからホまでにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算 (III) イからホまでにより算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

(削除)

※区分支給限度基準額の算定対象外

ト 略

別表第2 (生活支援型訪問サービス事業支給費単位数表)

生活支援型訪問サービス費

イ～ハ 略

注1～6 略

間)、次に掲げる単位数のいずれかを加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算 (I) イからホまでにより算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算 (II) イからホまでにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算 (III) イからホまでにより算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

ト 略

別表第2 (生活支援型訪問サービス事業支給費単位数表)

生活支援型訪問サービス費

イ～ハ 略

注1～6 略

別表第 3 (予防給付型通所サービス事業支給費単位数表)

予防給付型通所サービス費 (共生型通所サービス費)

イ～ヲ 略

ワ 介護職員処遇改善加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) (イ) から (ヲ) までにより算定した単位数の 1, 000 分の 59 に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算 (II) (イ) から (ヲ) までにより算定した単位数の 1, 000 分の 43 に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算 (III) (イ) から (ヲ) までにより算定した単位数の 1, 000 分の 23 に相当する単位数

(削除)

別表第 3 (予防給付型通所サービス事業支給費単位数表)

予防給付型通所サービス費 (共生型通所サービス費)

イ～ヲ 略

ワ 介護職員処遇改善加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間 ((4) 及び (5) については、令和 4 年 3 月 31 日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) (イ) から (ヲ) までにより算定した単位数の 1, 000 分の 59 に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算 (II) (イ) から (ヲ) までにより算定した単位数の 1, 000 分の 43 に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算 (III) (イ) から (ヲ) までにより算定した単位数の 1, 000 分の 23 に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) により算定した単位数の 100 分の 90 に相

当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

カ 略

別表第4 (生活支援型通所サービス事業支給費単位数表)

生活支援型通所サービス費

イ～ハ 略

※区分支給限度基準額の算定対象外

カ 略

別表第4 (生活支援型通所サービス事業支給費単位数表)

生活支援型通所サービス費

イ～ハ 略

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に指定事業者が行った第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額について、なお、従前の例による。